

J-WEST ポイントサービス特約

第 1 条 (本特約の目的)

- 1.本特約は、「J-WEST カード会員規約」に対する特約であり、西日本旅客鉄道株式会社（以下「当社」という。）は、本特約の規定に従って J-WEST カード会員（以下「会員」という。）に対し、J-WEST ポイントサービス（以下「ポイントサービス」という。）を提供します。
- 2.ポイントサービス以外の事項に関しては、「Club J-WEST メンバー規約」および「J-WEST カード会員規約」に従うものとします。

第 2 条 (ポイントの付与)

- 1.当社は、当社の定める規定等に従って、会員個人に対して会員が保有する J-WEST ID ごとに以下の各号に定めるポイントを付与します。
なお、「J-WEST カード会員規約」に定める家族会員（以下「家族会員」という。）の、第 1 号において付与されるポイントは、「J-WEST カード会員規約」に定める本会員（以下「本会員」という。）に対して付与します。
 - (1) J-WEST カードによるクレジット決済によって購入する商品・サービス等のご利用金額等に応じて付与されるポイント
 - (2) 当社が定める規定等に従って、所定の方法により付与されるその他のポイント
- 2.カード年会費、キャッシングサービス、カードローン等金融商品のご利用分など、当社がポイント対象外と指定するご利用分については、ポイント付与の対象となりません。
- 3.当社は、会員の利用実績、居住地、キャンペーンへの応募などの違いにより、特定の会員のみに対して当社が指定するポイントを付与する場合があります。

第 3 条 (ポイントの利用)

- 1.会員は、当社所定の手続きにより、たまったポイントを以下のものに引き換え利用することができます。
 - (1) 当社が指定する鉄道関連の商品・サービス
 - (2) 会員本人の所有するスマート ICOCA に対するチャージ
 - (3) その他、当社が指定する商品・サービス
- 2.ポイントおよび商品・サービスの現金との引き換え、および第三者への譲渡・販売はできません。また、一人の会員が J-WEST ID を複数保有した場合でも、自己の保有する他の J-WEST ID へのポイントの移行や、複数の J-WEST ID にたまったポイントを合算しての引き換え利用はできません。
- 3.第 1 項の各号に定める方法によって一旦利用したポイントについて、その利用を取り消すことはできません。
- 4.第 1 項第 1 号および第 3 号に定める方法によって引き換えた商品・サービス、もしくはこれらに関する通知または送付書類等（以下「商品・サービス等」という。）のお届け先は、「J-WEST カード会員規約」の定めるところにより当社に届け出られている、自宅住所とします。それ以外の場所をお届け先として指定することはできません。
- 5.「J-WEST カード会員規約」の定めるところにより当社に届け出られている事項に関する変更の届出がないために、商品・サービス等が延着または不着となった場合には、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。ただし、届出を行わなかったことについて、やむを得ない事情があったと当社が判断する場合は除きます。

6.ポイントの引き換え可能な商品・サービスは終了、または内容を変更する場合があります。

第4条（家族会員にかかわる特則）

- 1.前条第2項の規定にかかわらず、会員本人が当社所定の手続きを行うことにより、たまった自己のポイントを、本会員、家族会員間で移行することができます（家族会員相互間を除く）。
- 2.前項により一旦移行したポイントは、その移行を取り消すことができません。
- 3.第1項に定めるポイントの移行に関して会員の間で生じたトラブルについて、当社は一切の責任を負いません。

第5条（ポイントの有効期限）

当社が特別に定める場合を除き、毎年、当年の4月1日から翌年の3月末日までの1年間に付与されたポイントの有効期限は、その翌年の3月末日までとします。

第6条（ポイントの失効）

以下に示す場合、会員は獲得したポイントを失効するものとします。

- 1.会員がすべてのJ-WESTカードの退会を申し出た、または会員資格を喪失した場合
- 2.前条に定める有効期限内に使われなかった場合（有効期限を過ぎたポイントのみ）
- 3.会員が本特約または「J-WESTカード会員規約」に違反した場合

第7条（購入商品・サービス返品時の処理）

購入商品・サービスを返品・取消したことにより、J-WESTカードによるご利用決済金額がマイナスになった場合は、当社の定める規定等に従って相当するポイントを差し引くものとします。この場合、ポイント残高がマイナスになることがあります。また、既にポイントを利用された後に返品・取消した場合は、ポイント利用に相当する分の対価の返還を当社よりご請求する場合があります。

第8条（業務委託）

1.会員は、当社が当社の指定する委託先（以下「委託先」という。）に対して、次の業務を委託することを予め承諾するものとします。

- (1) ポイントの加算・利用に関する業務
- (2) ポイントの情報処理・電算機処理に付随する業務
- (3) その他、当社が指定したポイントにかかわる業務

2.会員は、当社が前項の委託業務範囲を追加・変更することがあることを予め承諾するものとします。

3.会員は、委託先が第1項の業務を行うために必要な範囲で、会員に関する情報を当社が委託先に提供することを予め承諾するものとします。

第9条（会員に関する情報の提供に対する保全措置）

J-WEST ネット会員規約第3条第4項の規定により提携企業等に対して行う、あるいは前条第3項の規定により委託

先に対して行う、会員に関する情報の提供にあたっては、当該提携企業等または委託先と個人情報の取扱いに関する契約を締結し、厳正に管理させるものとします。

第 10 条 （免責事項）

会員は、当社が運営上の都合や障害の発生等により、本特約に定めるサービス内容の提供を予告なく一時的に中断することがあることを予め承諾するものとします。

第 11 条 （特約の変更）

当社は、本特約の内容を変更する場合は、「Club J-WEST メンバー規約」にもとづき、会員に変更事項を通知もしくは告知することによって行います。なお、会員は本特約の変更があった場合、改訂後の特約に従うことを予め承諾するものとします。